

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第7回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

第1 日時

平成17年11月8日（火）午前9時30分から午前11時00分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

（委員長）森脇勝

（委員） 大島宏彦，河野正憲（委員長代理），山田万里子，渡邊一弘
（敬称略）

（庶務） 白木名古屋高裁総務課長，神谷名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）田近名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成18年4月の弁護士任官候補者に係る情報の取扱いについて
- 2 平成18年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報の取扱いについて
- 3 その他

第5 議事（進行）

- 1 議事要旨の確定について

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第6回）議事要旨を確定した。

- 2 説明事項等

（1）委員の交替

有田委員の後任として，渡邊委員が就任した旨委員長から報告された。

(2) 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから、田近名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され、入室した。

(3) 情報提供の依頼方法及び提出された情報に関する説明

庶務から、情報提供の依頼方法（依頼先、周知文書の内容等）及び提出された情報（提出者、提出方法等）について説明がなされた。

3 情報の取扱いについて

(1) 愛知県弁護士会経由で提出された情報について

再任（判事任命）候補者（重点審議者を含む。）に係る情報の中には、無地の封筒（いずれも「親展」表示あり）に個別に封緘されたものが、愛知県弁護士会の大封筒にまとめて入れられた状態で、同弁護士会の事務員により持参、提出されたというものがあつた（同弁護士会において、どのような取りまとめがなされたかは不明である。）。

また、その中には、当該情報が、情報提供者である弁護士から、同弁護士会にファックスによって送信された形跡が窺えるものも含まれていた。

この点に関しては、当地域委員会からの弁護士会に対する周知依頼文書において留意事項として明記した内容（情報は各弁護士個人から直接当地域委員会に提出してもらう）とは異なる方法で提出されたものであり、特にファックス送信されたと思われるものについては、情報の秘密保持の点からも問題があるとの指摘がなされたが、このことのみをもって下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央の委員会」という。）に送付しないとされた。

なお、今後、当地域委員会が弁護士会あてに発出する周知依頼文書においては、情報は各弁護士個人から当地域委員会あてに直接提出すべきものであることを重ねて強調することとされた。

(2) 段階評価式アンケート用紙を利用して提出された情報について

再任（判事任命）候補者（重点審議者を含む。）に係る情報の中には、「裁判官評価票」と題する段階評価式アンケート用紙の書式を用いて提出されたものがあった。

この点に関しては、当地域委員会からの弁護士会に対する周知依頼文書において留意事項として明記した内容（段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない）に合致しないものであるとの指摘もあったが、情報としては、従前同様、段階評価の部分については中央の委員会への報告対象外とし、それに付加して書かれた具体的な記述の部分についてのみ報告対象とする取扱いとされた。

(3) 第二東京弁護士会経由で提出された情報について

再任（判事任命）候補者（重点審議者を含む。）に係る情報の中には、情報提供者である弁護士から、第二東京弁護士会（同弁護士の旧所属弁護士会）にファックスにより送信されたものを、同弁護士会において、送付書を添付の上封入し、当地域委員会に送付されたというものがあった。

この点に関しては、そもそもの提出先が当地域委員会ではないと思われること、同弁護士会からは個別に封緘されていない状態で送付されていること、同弁護士からは、ほぼ同内容の情報が別途当地域委員会あてに直接郵送されていること等から、当該情報については中央の委員会への報告対象外とすることとされた。

4 個別情報に関する審議

(1) 弁護士任官候補者に係る情報について

提供を受けた情報すべてについて、明らかに情報収集の趣旨に関係がないと思われる記載を省略、整理した上で、特にコメントを付することなく、中央の委員会に送付することとされた。

(2) 再任（判事任命）候補者に係る情報について

ア 重点審議者に係る情報について

やや具体性に乏しい情報もあったが、提供を受けた情報すべてについて、再任の適格性を総合判断する上で参考となる情報であり、その趣旨のコメントを付して中央の委員会に送付することとされた。

イ 重点審議者以外に係る情報について

裁判官としての適格性について積極の方向の情報のみである場合、専ら個別の事案における裁判官の判断内容に係るものである場合を除いて、中央の委員会に送付することとし、当地域委員会として付するコメントの内容を個別に審議した。

5 情報の送付方法等について

送付方法については、従前どおり、本日の審議結果に則って、情報の内容、当地域委員会のコメント等を一覧表にまとめたものに、情報の原文の写しを添付して送付することとされた。

なお、コメントの具体的な表現ぶりについては、委員長及び委員長代理に一任することとされた（委員長及び委員長代理において最終的に内容を確定した上で送付することとされた。）。

6 次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会は、平成18年2月14日（火）午前9時30分に開催することとされた。

また、次々回は、同年5月9日（火）午前9時30分に開催することとされた。

以上